

入 札 公 告

下記のとおり建設工事にかかる条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。

令和8年10月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度 安全施設第58号 交通流監視用カメラ更新等工事
- (2) 工事場所 宮崎市日の出町1番地1先 外1か所
- (3) 工 期 令和9年3月18日まで
- (4) 工事概要 電気工事
- (5) 予定価格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格)
- (6) 適用制度 最低制限価格制度

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

工事の種類	電気工事	等級区分	A級・B級
事業所の所在地に関する事項	宮崎県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有していること。 ただし、当該営業所が主たる営業所（本店）以外のものである場合にあつては、準県内建設業者取扱要領第4条に規定する準県内建設業者の認定を受けていること。		
施工実績に関する事項	次の事項を全て満たす工事を元請けとして施工した実績があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村発注工事であること。 イ 道路に係る信号機工事を含む工事であること。 ウ 施工場所が宮崎県内であること。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	次の事項を全て満たす技術者を主任技術者として配置することができること。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 <ul style="list-style-type: none">一級電気工事施工管理技士の資格を有する者二級電気工事施工管理技士の資格を有する者電気工業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 上記「施工実績に関する事項」（施工場所に係る要件を除く。）を満たす工事において、監理技術者若しくは主任技術者又は現場代理人等の経験を有する者であること。 ウ 入札執行日の前日時点において、3か月以上直接的な雇用関係を有する者であること。		
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）2に示す事項		

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。（宮崎県公共事業情報サービス :http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html）

3 契約事項を示す場所及び期間

閲覧場所：警察本部警務部施設設備課管財係（宮崎市旭1丁目8番28号）

閲覧期間：令和8年10月9日 から 令和8年10月26日

（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧 及び貸出	令和8年10月9日 から 令和8年10月26日 まで	宮崎県公共事業情報サービス（※1）で閲覧・ダウンロード可。 警察本部交通規制課で閲覧・貸出（※2）
質問の受付	令和8年10月9日 から 令和8年10月21日 17:00 まで	宮崎県警察本部へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 入札書受付開始日の前日正午までに回答がない場合は、同日午後3時までに、必ず、電話確認をしてください。 （入札質問受付フォーム） https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/surveys-alias/nyusatu-mp-soubi
回答の閲覧	令和8年10月9日 から 令和8年10月26日 まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入 札 書 受 付 期 間	令和8年10月23日 7:00 から 令和8年10月26日 8:54 まで	入札書には工事費内訳書を PDFファイル で添付すること。 工事費内訳書の添付がない入札は無効となります。
開 札 日 時	令和8年10月26日 9:04	施設設備課入札室
入札結果の 公表 （※3）	令和8年11月2日 から 令和10年3月31日 まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

（※1）宮崎県公共事業情報サービスアドレス

<http://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>

（※2）発注機関における閲覧・貸出は、宮崎県の休日定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（※3）「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）に示すとおりとする。

なお、一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加した場合は、当該複数の者のした入札は無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札の公告共通事項書（建設工事）2を参照のこと。）

落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回る場合、工事費内訳書取扱要領に基づいて理由書の提出を求める。提出期限日までに理由書の提出がない場合又は理由書の確認のために発注機関が行う指示に従わない場合は、当該者のした入札を無効とする。